

役員等報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人六日市保育所（以下「法人」という）の役員（以下「役員等」という）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

- 第2条 法人の役員等に対して報酬は支給しない。
- 2 ただし交通費として、理事会出席者に一律1,000円を支給する。
 - 3 監事監査の謝礼として、5,000円を支給する。

(支給日)

第3条 役員等の交通費は、理事会開催日に支払う。

(費用弁償)

- 第4条 役員等が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。
- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、吉賀町の旅費規程に準じて支給する。
 - 3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。
日 当 1日につき、2,300円
宿泊料 1泊につき、8,000円

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する
この規程は、平成24年 12月 1日から施行する
この規程は、平成26年 8月 1日から施行する

評議員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員は、その地位にあることをもっての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が出席した場合において出席報酬として1回あたり1回1,000円を支給する。各年度の総額は100,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償の支払い)

第4条 出席報酬については、出席状況を確認のうえ、現金にて支払う。

(改正)

第5条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。